

# 農事講習会の開設と農事改良団体の組織化

——明治後期，農会報の分析を通して——

手 打 明 敏

# 農事講習会の開設と農事改良団体の組織化

——明治後期，農会報の分析を通して——

手打明敏

## I. 本研究の課題

本稿は、近代日本農村社会で展開された農事改良にかかわる農民の教育と学習を解明する一連の研究<sup>1)</sup>の一環として、明治30年代にはじまる農事講習会の開設と農事講習会修了者の組織化を検討する。その際、明治30年代に全国的に組織化されるいわゆる系統農会との関連で考察する。

ここで取り上げる農会とは、明治32年の農会法を受けて出された農会令（勅令第30号、明治33年2月12日）に記載されている道府県農会、都市町村農会のことである。農会は「農事改良発達ヲ計ル為メニ」（農会法第1条）設立され、さまざまな農事改良事業をおこなったが、ここでは農事講習会に注目して考察する。具体的には道府県農会の機関誌を手掛かりとして、農事講習会がどのような経緯で開設されたのかを探ることにする。また、農事講習会修了生を中心として農事改良団体が結成されるが、その経緯についても考察する。本稿では農事講習会が普及し、農事改良団体が組織化されるまでを考察範囲としているので、農事講習会が発足した明治30年代初頭から農事改良団体の県レベルでの組織化が全国的に進んだ明治末年までを考察の期間としたい。

## II. 農業教育に占める農事講習会の位置

農事講習会がいつごろから開始されたのかははっきりしない。しかし、明治30年頃には県、郡レベルで開設されていた。農事講習会は中央農会の指導者によっても注目されていた。当時の全国的農政団体「中央農事会」の指導者の一人であった玉利喜造<sup>2)</sup>は農事講習会の意義を強く

主張した。玉利は「農会の活動と短期講習会」<sup>3)</sup>と題する論説において、農事講習会を通して講習生を数多く養成し、彼等の生産向上の欲求を刺激するとともに、彼等を組織化して農事改良を推し進めようという構想を示していた。それでは、農事講習会にどのくらいの数の農民が参加していたのであろうか。その手掛かりとなるのは、明治35年農商務省令第26号「農会調査農事統計」である。この調査の項目の1つとして、「農業に関する教育を受けた者（農学校、農事講習所又は之に準ずべきものを卒業したる者及農事講習会又は之に準ずべきものに於いて講習を受けたる者）の現在数」があった。この省令を受けて、明治36年末から農業教育データが全国的に調査されている。表1は、明治36年から大正9年までの調査データを示したものである。明治36年には、農業教育を受けた者の9割以上が農事講習会又は之に準ずべき講習を受けた者であった。明治41年に表1の注に記したように統計の取り方が変わったため、明治40年までの農業教育に占める農事講習会受講者の比率と大きく異なっている。それでも、明治41年の農事講習会受講者の比率は約8割を占めていた。大正9年においても6割を占めている。このような受講者数からみて、農事講習会は農民に対する農業技術・知識の教育・訓練を考察しようとする際に無視しえない場であったといえる。

明治35年の農商務省令が対象とした農業教育の場としては、農学校、農事講習所、農事講習会があげられている。当時としてはごく当たり前のことであったのかも知れないが、今日から見ると農事講習会と農事講習所はどのような違いがあるのか判然としないところがある。当時、

表1 農業教育修了者数 ( )は比率

年	農学校、農事講習所等の卒業生		農事講習会等受講者	合計
		小学校程度卒業生数		
明治36年	17,050 (6.8)		232,917 (93.2)	249,967
37年	22,752 (7.5)		281,261 (92.5)	304,013
38年	27,727 (6.1)		429,935 (93.9)	457,692
39年	32,235 (6.1)		498,317 (93.9)	530,552
40年	37,073 (6.2)		560,753 (93.8)	597,826
41年	139,765 (21.6)	119,761 (18.5)	508,679 (78.4)	648,444
42年	169,789 (22.9)	146,962 (19.9)	570,534 (77.1)	740,323
43年	202,739 (24.1)	176,112 (20.9)	638,665 (75.9)	841,404
44年	217,509 (23.8)	188,611 (20.7)	695,638 (76.2)	913,147
大正1年	249,553 (24.9)	217,064 (21.6)	753,428 (75.1)	1,002,981
2年	294,865 (26.7)	258,146 (23.4)	810,653 (73.3)	1,105,518
3年	340,676 (28.4)	299,408 (25.0)	858,730 (71.6)	1,199,406
4年	381,609 (29.6)	336,625 (26.1)	907,272 (70.4)	1,288,881
5年	424,512 (30.5)	375,163 (26.9)	968,712 (69.5)	1,393,224
6年	491,869 (32.5)	437,824 (29.0)	1,019,606 (67.5)	1,511,475
7年	566,668 (34.6)	507,253 (31.0)	1,070,464 (65.4)	1,637,132
8年	643,046 (36.6)	576,995 (32.8)	1,115,477 (63.4)	1,758,523
9年	740,656 (39.2)	667,734 (35.3)	1,148,387 (60.8)	1,889,043

※明治36年から44年のデータは『明治後期産業発達史資料325巻』（龍溪書舎、1996年11月）所収の「農会調査農事統計」農商務省農務局『農務編纂第39号』（大正2年1月）による。

大正1年から9年のデータは農商務大臣房統計課「農会調査農事統計」（大正11年8月）による。

明治41年度から農学校等の卒業生に小学校程度卒業生を含むことになった。また、農事講習会は5日間以上開催した講習である。

調査を担当した各道府県農会のなかには、調査の正確を期するためであろうか調査担当者に農学校、農事講習所、農事講習会の範囲を例示していたところがあった。例えば、鳥根県農会は調査にあたって、学校、講習会等について次のような確認をおこなっている<sup>9)</sup>。

それによると、農学校の例としては農科大学、札幌農学校、高等農林学校、乙種程度以上の農学校等をあげ、講習所の例としては東京、京都蚕業講習所、農業教員養成所、府県郡立農事講習所等、そして農事講習会又は之に準ずべきものの例としては、府県郡農事試験場技術者及府県郡技術者（農会の技術者を含む）を講師とする普通農事、養蚕、畜産等に関する講習会、実業補習学校の農業科、農事講習を目的とする小学校教員講習会等を例示している。鳥根県農会の例示からみると、農事講習会は学校やそれに準じた組織的な教育機関であった講習所とは区別される教育機関であったと思われる。農事講習

会といっても農事試験場、勸業担当部門、農会に所属する農業技術者を講師として実施される場合の他にも実業補習学校の農業科や小学校教員を対象とした講習会など多様な形態があったのである。本稿では、主に生産に従事している農民ないし農業後継者を対象として、農事試験場、勸業担当部門、農会に所属する農業技術者を講師として実施された農事講習会に限定して考察することにしたい。

### Ⅲ. 対象の限定と農事講習会受講者数の推移

府県農会の機関誌（農会報）を手掛かりとして上記の問題を検討するにあたって、分析対象とする府県農会報（前身誌も含む）は、①農事講習会が全国的に展開され始めた明治30年代初頭に刊行されていて、②定期的に刊行されており、③明治30～40年代にわたって長期の中断がなく刊行されているという観点から選定した。具体的には、相馬近人編『道府県農会報等所在

目録』（農業総合研究所文献叢書第10号、1991年）から、明治32年までに創刊され、かつ原則的に月1回程度発行されていて、明治期に5年以上の中断がないという条件を満たす17道府県会報を選定した。このうち、所在がはっきりしていて、かつ閲覧が可能であるのは下記の8道府県農会報である。

農会報	創刊年月	所 蔵
北海道	明治14年12月	農環研、農総研、明治雑誌文庫
山形県	明治30年9月	農環研、明治雑誌文庫
静岡県	明治30年6月	農環研、農総研
愛知県	明治28年12月	農環研
岐阜県	明治22年	農環研
京都府	明治25年5月	農環研、農総研、明治雑誌文庫
島根県	明治31年5月	農環研
愛媛県	明治32年5月	農環研

※注 農環研……………農業環境技術研究所  
 農総研……………農業総合研究所  
 明治雑誌文庫…東京大学法学部明治雑誌文庫

以上のうちから、地域的バランスを考慮して次の4県の農会報を対象として選定した。

山形県（東北）、愛知県（東海）、島根県（山陰）、愛媛県（四国）

農会報の検討に入る前に、上記4県の農事講習会受講者数の推移についてみておくことにしよう。

表2は、4県の明治36年から大正9年までの農事講習会受講者数と農業教育修了（卒業）者中に占める農事講習会受講者数の比率を示したものである。愛知県を除く3県は、明治36年に農業教育に占める農事講習会受講者の比率が90パーセント以上であったが、愛知県は74パーセントであった。また、愛知県は、明治40年までと統計の取り方が変わる明治41年の比率の差が他の3県と比べて小さいが、受講者の増加数は最も多く1万人以上の増加が認められる。先に指摘したように、農業教育、農事講習会の概念が必ずしも統一されていたわけではないので、各県によって農業教育、農事講習会の取り上げ方が異なっていたことが考えられる。「農会調査農事統計」の農業教育データにはこのような統計上のあいまいさがあるが、その点を考慮したとしても、各道府県の農事講習会受講者数からみて農事講習会の普及状況は地域によってかな

表2 府県別農事講習受講者数（農業教育に占める比率）

年	山 形	愛 知	島 根	愛 媛
明治36年	4,923 (95.1)	6,113 (74.0)	5,240 (96.3)	3,883 (97.6)
37年	8,235 (96.5)	9,179 (76.6)	7,266 (97.1)	5,411 (97.3)
38年	5,715 (95.2)	13,551 (70.7)	9,018 (96.9)	6,377 (96.4)
39年	7,148 (94.4)	21,349 (75.5)	9,896 (96.6)	7,442 (96.0)
40年	8,419 (93.1)	22,115 (74.1)	10,482 (96.2)	8,361 (95.7)
41年	10,250 (61.3)	32,412 (69.5)	11,602 (82.8)	9,833 (62.9)
42年	10,595 (64.3)	35,614 (70.8)	13,249 (81.2)	10,897 (69.2)
43年	12,602 (65.8)	41,495 (73.2)	14,912 (81.6)	12,050 (67.0)
44年	14,028 (62.8)	44,675 (73.3)	17,305 (81.2)	13,509 (68.4)
大正1年	14,686 (64.3)	47,076 (71.9)	18,383 (82.3)	14,356 (75.1)
2年	15,937 (45.3)	49,294 (62.1)	20,614 (82.1)	15,213 (74.6)
3年	17,457 (43.3)	49,762 (67.0)	21,989 (81.3)	16,715 (73.7)
4年	18,004 (41.0)	48,190 (65.7)	23,345 (80.3)	17,839 (69.4)
5年	18,445 (40.4)	48,641 (73.4)	24,796 (78.5)	18,767 (68.5)
6年	18,574 (40.1)	50,163 (69.8)	26,216 (75.6)	20,025 (61.8)
7年	18,809 (40.0)	51,490 (69.1)	25,669 (70.5)	21,081 (61.2)
8年	18,928 (39.9)	52,198 (65.1)	27,993 (67.6)	21,769 (59.8)
9年	19,545 (40.5)	52,737 (62.7)	28,430 (66.3)	22,329 (57.3)

※明治36年から44年のデータは前掲「明治後期産業発達史資料325巻」所収の「農会調査農事統計」農商務省農務局「農務編纂第39号」（大正2年1月）による。

大正1年から9年のデータは農商務大臣房統計課「農会調査農事統計」（大正11年8月）による。

り異なった様相を呈していたと思われる。

それでは、次に各県の農会報を通して、農事講習会開設状況についてみてみることにしよう。

#### IV. 農会報にみる農事講習会開設状況

##### ① 山形県の場合

4県の中で、農会報に農事講習会に関連する記事が最も早く掲載されるのは山形県である。「山形県農報」第2号（明治30年10月15日）に掲載された「勸業諮問会問題及其答申」の第3項「農蚕講習会設置の件」では、つぎのような問題が諮問された。

「農事及蚕業改良の実況たるや輓近其面目を一新し、頗る見るべきものありと雖も、亦利害得失の由て、来る所を究めざるものあり。是れ他なし、学理講習の素養と之が機関なきとに由る。然るに、近年に至り当業者も漸次学理応用の必要を感じ、現に講師の派遣を請求しつつあるもの二、三あり。故に、講習会を開設し、当業者をして簡易なる学理を講究せしめ、益進んで斯業に應用するの途を啓かんとす。」<sup>69</sup>

この問題について、勸業諮問会は「原案を可とする」ことに決定し、そして、以下のような「農蚕講習会規則」を定めたのである。

「第1条 農蚕講習会は農事及蚕業上に於ける簡易の学理を講習するを以て目的とす

第2条 本会の講習日数は二十日以内とし、其の科目は概ね左の如し

農事の部

土壤学、肥料学、作物論、植物生理学

蚕業の部

蚕体生理学、蚕体病理学、養蚕法、製糸法」<sup>69</sup>

山形県内で開設された農事講習会に関する記事が「山形県農報」に最初に見いだされるのは、明治30年12月に開設された南置賜郡農事講習会と明治31年1月に開設された飽海郡農会の第1

回農事講習会についての記事である<sup>70</sup>。

その後、「山形県農報」第18号（明治32年2月15日）の「西田川郡農会録事」のなかに「西田川郡農事講習会経費へ金拾五門補助の件」と題して、次のような記事が掲載されている。

「本郡農事講習会に於て修得したる六十三名を以て一つの団体を組織し農事講習会なるものを設け、学理の應用を研究し稲作改良を図らんとし其経費の補助を請願せり。右は実施上有益の会なるを認む。依つて本項の金額を補助せん。」<sup>69</sup>

西田川郡農事講習会は、その後、西田川郡農会と名称を変更するが、農事講習修了生を中心とする農事改良団体としての性格に変更はなかった。この記事にみられるように、郡農会が積極的に農事改良団体の育成を支援していた。その後、山形県内各地で農事講習会が開設され、その修了生によって農事改良団体が郡市段階で組織されていったことが「山形県農会報」第59号（明治35年4月25日）の「改題発行之辭」に、次のように記されている。

「従来、我、山形県農会は山形市横町、県農報社発刊の県農報に補助金を与えて之を機関雑誌に代用し来りしと雖、時世の進運と我県農会の発達により純然たる機関雑誌を有するの必要を感じり。而して又一面には、数年前より県下各郡に開閉せられし農事講習会取得生、今や漸く増加して其数千五百有余あり。是等は大抵皆其郡に於て目的を同じくする青年者と共に、種々の名称の下に農事青年団体を組織せり。故に昨34年5月を以て各郡市の青年団体より代表者を出席せしめ、山形県青年農会なるものを組織したり。之を以て農事必要の芸術を研鑽し、其氣脈連絡を通するが為に一つの機関雑誌を有するの必要を感じり。茲に於てか我県農会は従来の県農報社と数回交渉を重ね、農会報編纂事務は一切県農会に於て負担し、印刷発行は之を農報社の責任とし、体裁を改善し紙数を増加し、以て如上の必要に應せんことを期せり。」<sup>70</sup>

この記事にみられるように、郡レベルで農事講習会修了生が中心となって農事改良団体が組織され、これらの団体の統一組織として明治34年5月に山形県青年農会が設立され、全県的な農事改良団体の組織化が図られたことを示している。郡レベルにおける西田川郡興農会、県レベルにおける山形県青年農会は、玉利喜造の農事講習会構想にみられた「農会の別働隊」<sup>100</sup>ともいうべき団体であった。

## ② 愛媛県の場合

愛媛県では明治31年12月の愛媛県通常県会において、農業、森林業、水産業の改良発達を図るため、「農学士、林学士及び水産業は堪能なるもの各一名を聘雇」する巡回教師規程が審議された。この規程について「愛媛県農会報」1号（明治32年5月18日）に、次のような意見が掲載されている。

「其執職の規程に於ては未だ之が公布に接する能はずと雖も、予輩は左の概要を条項中に網羅せられんことを希望して止まざるなり。

一、各郡市所轄内農事（森林業）（水産業）篤志者に対し短期講習をなすこと

二、短期講習場は、各郡市便宜の地に毎年開設し、講習期限は3週間内とすること

但、講習生は授業料を徴収せざること、及び講習試験に合格したるものには修得証を授与すること。

三、農会（森林会）（漁業組合）其他農談会若しくは水産会の請求に応じ、其業の講話をなし又は質問に回答し製造試験等を施行し説明を與ふること。」<sup>101</sup>

この巡回教師規程が最終的にどのような形で県会において可決されたかは不明であるが、「愛媛県農会報」6号（明治32年10月15日）には温泉郡農会が実施した農事講習会が報告されている。

「温泉郡農会農事講習会は予定の如く9月17日より開会し、以後3週間の予定にて日々午前9時より午後4時に至るの長時間熱心に講習しつつあり」<sup>102</sup>

その後、県農会には次のような愛媛県農会農事短期講習会略則<sup>103</sup>が提案され、制定されている。

「第1条 農事短期講習会は、各郡便宜の地に毎年開設し、講習期限は3週間以内とす。但し、其の期日は別に之を定む。

第2条 講習科目は左の如し。但し、地方の状況により取捨することあるべし

一、肥料施肥の目的、各肥料の性質用法  
配合法

一、土壤大要、土壤起源、性質及改良

一、植物の生理大要

一、稲作法

一、麥作其他重要作物栽培法

一、病虫害の一斑

一、養蚕

一、森林

一、其他農家の風気及勤儉貯蓄に関する  
こと、或は篤農家の伝統を講話す

第4条 講習生は年齢満17歳以上にして、農業に従事し居る者、又は其子弟にして簡易なる筆記をなし得るものとす（中略—引用者、以下同じ）

第9条 従来農業に従事するものにして、講話を筆記し能はずと雖も傍聴せんとする篤志者は傍聴生として之を許可す。」

この略則にみられるように、講習生以外にも聴講生をも認めており、講習会が農業者に広く開かれた教育の場であったことを示している。この略則にもとづく農事講習会の開設が「愛媛県農会報」14号（明治33年6月15日）に報告されている。

「本県農会の決議に基づき、本年度の事業として各郡に開設すべき農事短期講習会は、前号所載の如く会則を制定し、既に5月11日より周桑郡小松町役場内に、同月14日より伊予郡郡中町栄養寺に各2週間の予定を以て開設せり（以下、略）」<sup>104</sup>

愛媛県農会は下記の「会務報告」にみられるように、明治30年代半ばにおいて農事講習会を

重要な事業として位置づけていた。

「抑も県農会に於て施行すべき事業、其の数多しと雖も、限りあるの経費を以て同時に各種の事業を行ふは到底能はざる所故に、先ず其の最も必要なるものを選びて施行し、漸次種々の事業に及ぼんとす。之れ蓋し本年度（明治33年度—引用者、以下同じ）に於て農事講習会、会報発行の二を事業として施行せし所以なり。

（中略）

#### 農事短期講習

本会事業中最も必要急務なるものとして本年度（明治33年度）より施行したるものなり。抑、知識、学力、資本の三つは利益的に農業を経営するに当りて必要欠くべからざるものにして、恰も窒素、磷酸、加里の三要素が植物生長に欠くべからざるが如し。古来より我国の農業は労力の点に於ては間然する所なしといえども、智識、資本の二者に至りては、これを利用すること甚だ少なく（略）。

農事短期講習会は農家に智識を與ふるに最も速成なる、最も功力ある、最も結果善き手段なり。智識ある農家を養成し、明治の新天地に於て優に商工業者と比肩して農家者の利益を増進し、農業者の権利を主張せんとするには農事短期講習を盛大にするにあり」<sup>49</sup>

明治37年3月には、会期を約1カ月とする長期農事講習会が開設されている。この講習会は、農事短期講習会よりも高度な内容を教育するという主旨で開設された<sup>49</sup>。愛媛県では、教育内容からみて短期—長期という2種類の農事講習会が開設されたのである。

そして、明治34年5月には県農友会が結成されている<sup>49</sup>。

このように愛媛県では、山形県と同様に農会によって農事講習会が開設され、農友会が組織されていった。しかし愛媛県の場合、県農会によって農事講習会規則が制定されるなど山形県よりも県農会が農事講習会開設に組織的に関与していたといえる。

#### ③ 愛知県の場合

愛知県でも、明治31年末から32年の初頭にかけて郡段階で農事講習会が開設されている。「愛知県農会報告」第26号（明治32年2月28日）に八名郡と海東郡の農事講習会開設が報告されている。

「八名郡農林会の開催に係る農事講習会は本年1月8日より28日に至る3週間、同郡玉川村春興院に於て講習せり」<sup>49</sup>

「海東郡農会は客年12月より本年2月に跨り35日間、農事講習会を同郡衛議事堂内に開催せり」<sup>49</sup>

愛知県当局の農事講習会への関与を示す記事が登場するのは、「愛知県農会報告」27号（明治32年3月28日）に掲載されている、愛知県知事 沖 守国から県下郡市役所あての「訓令第10号」（明治32年2月27日）に関するものである。それによると、「明治32年県令第15号短期農事講習会規則に関する事項左の通り心得べし」として、「農事試験場長は講習会開設前、会場に充つべき場所を予選せしむる為め郡市長に通知すへし」<sup>49</sup>ということが指示されている。

この「訓令第10号」に記されているように、明治32年1月か、おそくとも2月に出された「県令第15号」において短期農事講習会規則が定められている。この規則では、県立農事試験場（西春日井郡寺野村、明治36年以降、碧海郡安城町に移転）の主導によって農事講習会が開設されたと思われる。その後、明治34年3月27日に出された愛知県農事講習所規則（「県令第20号」）では、農事講習所は「本県下に於ける農家の子弟をして農業及び蚕業に関する簡易適切な学理及び技術を講習せしむるを以て目的とす」（第1条）と規定している。同時に「明治32年県令第15号、短期農事講習会規則及び明治33年県令第50号農事研究生規定は明治34年3月31日限り廃止」（第12条）することが決められた<sup>49</sup>。この県令第20号から、農事試験場が開設していた短期農事講習会は農事講習所の前身であったと考えられる。この県令以後、農事試験場は農事講習所及び15ヶ所の農事講習所分所<sup>49</sup>により

県内全域で農業教育を実施した。一方、短期農事講習会は専ら郡農会によって開設されていたが、明治35年9月の県農会報に町村農会の事業として位置づける提案が掲載されるなど<sup>99</sup>、短期農事講習会は県内に浸透していたとはいえない状況にあった。

明治36年1月には、県農会と農事講習所の発起によって県下農事講習生団体組織に関する協議会が開催され、そこで「農業に関する各種講習生の郡団体を以て組織」する愛知県講農会が発足している<sup>100</sup>。

県講農会の発足と前後して郡段階での講農会が発足し<sup>101</sup>、明治36年の1月から2月にかけて県、郡にわたる農事改良組織が形成されたと思われる。

愛知県でも、郡段階から農事講習が始まるが、その後の経過を見ると県農事試験場が農事講習所を設置するなど、農事試験場を活用した農事講習が展開され、農会報もそうした動きに注目している。また、県講農会の設立においても、県農会とともに農事講習所（農事試験場）が深く関与していた。愛知県では先に検討した山形県、愛媛県と比べて県農事試験場の農事講習への取り組みが積極的であった。

#### ④ 鳥根県の場合

「鳥根県農会報」（1号（明治31年5月）～28号（明治33年8月）までは「産業報告」）を見るかぎり、鳥根県は4県の中で県農会の農事講習会に対する注目は最も弱いように思われる。「鳥根県農会報」から農事講習会開設の経緯についての詳細を知ることには出来ない。わずかな手掛かりとして、「鳥根県農会報」第60号（明治36年4月15日）に「短期講習会調査」と題する次のような記事が掲載されている。

「農閑の候を利用して、農家の子弟に農学の一斑を授け、之が実地応用を促さん為め、各郡村農会に於て開設せる短期農事、畜産、林業、蚕業、昆虫、煙草及び耕地整理の講習会は、日教通例二週間乃至三週間にして、短きは五日より多きは四カ月に及ぶものありて、明治28年より

起こり、越えて30年頃より各地競いて各種の講習会を開き、逐年隆盛の域に進み、去一月迄に講習生6799人を出し、今や何れも習得の智識を活用し地方農界に裨益しつつあり。（以下、略）」<sup>102</sup>

この記事に記されているように、鳥根県でも明治28年頃から郡、村農会において農事講習会が開設され、明治30年頃には各地に普及していた。しかし、農事講習会開設にあたって、県農会がどのような取り組みを行ったかは不明である。ようやく、明治43年1月に鳥根県農友会が発足し、県農会内に事務局が設置された。「鳥根県農会報」第142号（明治43年2月1日）は、次のような「鳥根県農友会設立趣意書」を掲載している。

「農業の改良刷新を期し、農界の隆盛振興を図るは、県下現在の状態に於て最も必要の事に属す。而して之を期するは日新の智識を修得したる人士の責任にして、之が奮励に俟たざる可らず。本県に於て農畜畜林等に関する各種程度の学校を卒業し、講習を修得したる者、其の数、既に二万に垂んとす。此の多数の新智識を吸取したる人士にして、団結努力し県農民の先達となり輿論の指導者とならば、県下農界の刷新振興何ぞ憂うるに足らんや。余輩此に見るあり、鳥根県農友会を組織し、本年五月下旬を期し之が第一回大会を開催せんとす。」<sup>103</sup>

鳥根県農友会は、農事講習会修了生のみならず各種程度の農学校卒業生も含めていたのである。

#### V. 農事講習会開設と農事改良団体組織化の背景

ここで検討した4県の農事講習会にみられるように、明治30年前後の時期にあいついで講習日数2～3週間とする農事講習会が開設された。その後、時間的なズレはあるものの農事改良団体の設立という経過をたどっている。

IV. で検討したように、農会のかかわりを県農会報の農事講習会の取り上げ方からみると、農事講習会の開設状況や農事改良団体の組織化



にもっとも強い関心を払っていたのは愛媛県農会であった。また、「山形県農会報」では農会報の編輯が農報社から県農会の手に移った第59号(明治35年4月)頃から農会報に「青年農会記事」なる農事改良団体の活動紹介欄が設置されるなど、農事改良団体の活動を支援する対応がみられる。このように、農事講習会開設に対する農会のかかわりかたや農事改良団体の設立の過程が異なっているのは何故であろうか。ここでは、各県における農業、特に日本農業の中心的作物であり、本稿で考察をおこなった4県においても主要な作物であった稲作が、どのように位置づけられていたかという観点から考察することにしたい。

今回取り上げた4県のうち総戸数に占める専業農家の割合をみると(表3)、山形県と島根県は明治36年から44年までの9年間に増加しているが、愛知県と愛媛県は減少している。とくに愛知県は明治36年の時点で、すでに専業農家率が43.4パーセントであり、明治44年には39.7パーセントと4割をしたまわっている。同時に兼業農家率も減少し、農家の脱農化が進行していたことを窺わせる。それに対して山形県は専業農家率が総戸数の半数近く存在し、表4に示したように、明治41年において1町~10町未満経

営規模農家が33.5パーセントと他の3県に比べて10パーセント以上高い比率で存在していた。山形県には、庄内の本間家のような千町歩地主も存在していたが、県全体で見れば「手作地主」地帯であった<sup>29)</sup>。

一方、山陰地方は地租改正後明治期を通じて北陸地方とともに最大の地主地帯であった<sup>29)</sup>。地主制が強固に成立していた島根県では、小作人は高額小作料に対抗するため多収低品位の品種を選択する傾向にあった。そのため、品種の統一が最も遅れた地帯であった<sup>30)</sup>。

愛媛県は専業農家率は減少しているが、兼業農家率は増加している。経営規模農家数の推移をみても(表4)、完全な脱農化に至らない耕地所有規模1町歩未満の零細経営農家層が8割以上存在しえる農業経営環境にあった。

ここまで、今回取り上げた4県の農業経営状況についてみてきたが、次に、これら4県の稲作についてみてみることにしよう。

明治初年と末年の米の反収を比較した研究によれば<sup>31)</sup>、本研究の対象となった4県のうち、愛知県は両時期とも平均反収が上位、また、島根県は下位で変化がなかった。他方、愛媛県と山形県は平均反収が下位から上位へと増加傾向を示していた。この両県の農業経営の環境は異

表3 専業・兼業別農家比率 ( )は戸数

	専業農家	兼業農家	総戸数
山形県			
明治36年	47.8 ( 59,167)	22.7 ( 28,100)	123,719
明治44年	50.9 ( 63,244)	18.4 ( 22,854)	124,208
愛知県			
明治36年	43.4 ( 146,069)	19.9 ( 66,830)	336,652
明治44年	39.7 ( 149,009)	16.4 ( 61,708)	375,315
島根県			
明治36年	47.6 ( 70,104)	28.5 ( 42,011)	147,216
明治44年	53.8 ( 79,478)	23.6 ( 34,927)	147,876
愛媛県			
明治36年	50.6 ( 98,465)	20.5 ( 39,847)	194,441
明治44年	44.1 ( 87,069)	25.1 ( 49,596)	197,661
全 国			
明治37年	44.9 (3,776,798)	19.5 (1,639,905)	8,413,688
明治44年	39.8 (3,682,344)	18.8 (1,739,782)	9,245,253

注) 全国の明治36年のデータは欠であるため、明治37年のデータを使用した。  
 ※『農務編纂第39号』(大正2年1月)による。『明治後期産業発達史資料325巻』所収

表4 明治40年代耕地所有規模別農家戸数（耕作に従事していない地主を含む）

	1町未満	1町～3町未満	3町～10町未満	10町以上
山形県				
明治41年	48,723 (65.2)	16,586 (22.2)	8,459 (11.3)	984 (1.3)
明治44年	48,734 (65.4)	16,801 (22.5)	7,922 (10.6)	1,066 (1.4)
愛知県				
明治41年	165,693 (78.4)	37,480 (17.7)	7,386 (3.5)	707 (0.3)
明治44年	151,443 (79.0)	32,257 (16.8)	7,206 (3.8)	705 (0.4)
島根県				
明治41年	84,368 (77.6)	18,730 (17.2)	4,881 (4.5)	730 (0.7)
明治44年	78,353 (76.1)	18,423 (17.9)	5,306 (5.2)	827 (0.8)
愛媛県				
明治41年	104,495 (82.0)	16,328 (12.8)	5,753 (4.5)	714 (0.6)
明治44年	104,104 (81.9)	16,315 (12.8)	5,971 (4.7)	730 (0.6)
全 国				
明治41年	3,566,293 (72.2)	925,930 (18.8)	402,225 (8.1)	42,320 (0.9)
明治44年	3,582,371 (73.0)	885,978 (18.1)	394,061 (8.0)	44,399 (0.9)

※『農務編纂第39号』（大正2年1月）による。『明治後期産業発達史資料325巻』所収

なっているが、愛媛県は伊予米として知られ、山形県は我が国の代表的な水稲単作地帯である庄内平野を有するなど、この両県は稲作を中心とする農業県であった。両県では明治期において全県的に農業生産の向上のため農事改良が活発に展開されていた。

『愛媛県史 社会経済Ⅰ』（昭和61年）は県内の農事改良活動を概略次のように記している<sup>32)</sup>。

明治33年に、民間団体では本県で最初の農業技術者2名（千石興太郎、白石大蔵）が県農会に設置され、続いて各郡農会にも相次いで技術員が置かれ、指導機関としての体制が整備された。指導体制の確立と同時に、中央、地方で頻繁に長期、短期の講習会や巡回講話が開催されるようになる。明治33年中に、各地で開催された講習講話会の受講者は七百名を数えたが、受講者相互の親睦を厚くし、共同一致して農業の改良進歩を図る目的で、受講者により各郡単位で「農友会」が組織され、明治34年4月5日に県連合の愛媛県農友会が結成された。農友会は試作地の設置、図書の共同購入と学習、講習会の開催等、多彩な活動を展開し、農家の啓蒙、営農改善の原動力として大きい役割を果たした。

『山形県史本編3（農業編下）』も農事講習会の状況を概略次のように記している<sup>33)</sup>。

農事講習会は3週間にも亘る長期のもので、これに適するテキストがなかったため、堀尾鎌作県立農事試験場長が自ら『農事講習会教科書 山形県農業一斑』（山形県農会、明治34年3月）を作成した。この農事講習会修得者が組織し、農事改良に乗り出したものに、東田川郡青年講農会、西田川郡農農会、飽海郡農友会があり、この3団体は更に庄内3郡青年農事協議会を組織し、庄内地方の農事改良の推進に貢献した。

ここに記されたように、両県では農事改良活動の一環として農事講習会が開設されていた。しかしながら既に考察したように、明治期を通して両県の農事講習会受講者数はかならずしも多いという状況ではなかった。それゆえ愛媛県と山形県においては、農事講習会や農事改良団体を積極的に支援する必要があったと思われる。両県の農会報が農事講習会の開設状況や農事講習修了生を中心とする農事改良団体の結成の取り組みについて誌面を割いて報じていたということは、こうした背景の中で理解されなければならないであろう。

注

(1) 本論文は、拙稿「近代日本における農業生産力の向上と農民教育—愛媛県内の農事講習会を

- 事例として一」(筑波大学教育学系論集23巻2号,平成11年3月)に続くもので,農事講習会の農民教育上の意味を全国的視点から考察したものである。
- (2) 安政3(1856)年生まれ。駒場農学校第1回卒業生(明治15年)。東京帝国大学農科大学教授となり,後に盛岡高等農林学校,鹿児島高等農林学校のそれぞれ初代校長に就任した。この間,横井時敬ならんで大日本農会の指導的立場にあった。明治33年から約2年間,前田正名に代わって全国農事会の幹事長を務めた。
- (3) 中央農事会機関誌「中央農事報」第3号(明治33年5月),p.2.
- (4) 『島根県農会報』第63号(明治36年7月),p.3
- (5) 「山形県農報」第2号(明治30年10月15日),p.48.
- (6) 同上,p.49.
- (7) 「山形県農報」第5号(明治31年1月15日),p.25とp.38.
- (8) 「山形県農報」第18号(明治32年2月15日),p.23.
- (9) 「山形県農会報」第59号(明治35年4月25日),p.1.
- (10) 玉利は次のように考えていた。「短期講習会は農会を活動せしめて之れが実効を挙げしむる基本なり。農会はその卒業生を利用するの目的を以て之れを開設すべし,(中略-引用者)之れを(農事講習会卒業生-引用者)団結せしむるときは自然精力を生じ,身自ら奮励するのみならず又勇気加わりて他をも刺激すべし,即ち農会の別働隊を組織せしむる訳にして」(「中央農事報」第2号,明治33年5月,p.2.)
- (11) 「愛媛県農会報」1号(明治32年5月18日),p.57.
- (12) 「愛媛県農会報」6号(明治32年10月15日),p.38.
- (13) 「愛媛県農会報」13号(明治33年5月20日),pp.31-32.
- (14) 「愛媛県農会報」14号(明治33年6月15日),p.36
- (15) 「愛媛県農会報」23号(明治34年3月15日),p.2.
- (16) 「愛媛県農会報」61号(明治37年5月15日),p.11.
- (17) 「愛媛県農会報」25号(明治34年5月15日),p.55.
- (18) 「愛知県農会報告」第26号(明治32年2月28日),p.16.
- (19) 同上,p.17.
- (20) 「愛知県農会報告」27号(明治32年3月28日),p.32.
- (21) 「愛知県農会報告」43号(明治34年4月28日),p.55.
- (22) 「愛知県農会報告」46号,明治34年7月28日,p.52. なお,明治36年には18ヶ所に増加し,名古屋市と愛知郡,海東郡と海西郡が1つの分所範囲となったが,他の16郡には各一ヶ所の分所が設置された。「愛知県農会報告」68号,明治36年8月5日,pp.84-85.
- (23) 世間瀬 千代松(県農会技師)「町村農会の事業として短期農事講習会の開設を望む」「愛知県農会報告」61号(明治35年9月28日),pp.7-10.
- (24) 「愛知県農会報告」第65号(明治36年1月28日)p.61.
- (25) 「愛知県農会報告」66号(明治36年2月28日),p.70.には碧海郡講農会が発足したことが報告されている
- (26) 「島根県農会報」第60号(明治36年4月15日),pp.43-44.
- (27) 「島根県農会報」第142号(明治43年2月1日)
- (28) 大石嘉一郎編『日本産業革命の研究 下』東京大学出版会,1975年,p.20.
- (29) 古舘忠夫『裏日本』岩波新書1997年,p.40
- (30) 守田志郎『米の百年』御茶ノ水書房,1984年,p.114.
- (31) 加藤惟孝『水田主穀生産力の展開』(日本農業分析資料3)1960年,p.167.
- (32) 『愛媛県史 社会経済I』(昭和61年),pp.157-158.
- (33) 『山形県史本編3(農業編下)』1973年,pp.900-901.

## **A Study of Agricultural Training Seminars and Agricultural Improvement Organizations: Historical Analysis of NOKAIHO during 1897–1911**

Akitoshi TEUCHI

The purpose of this study is to consider agricultural training seminars and agricultural improvement organizations which are set up by agricultural societies (NOKAI). Two points need to be made. (1) We study the aim by which agricultural training seminars were established and (2) agricultural improvement organizations founded by the seminars' graduates.

In this paper, we analyzed four journals published in early Meiji 30's by agricultural societies (Yamagata, Aichi, Simane and Ehime Prefecture). We examined these journals (NOKAIHO) during Meiji 30's and 40's (1897–1911)

By the result of the examination, we have seen that in these four prefectures, agricultural training seminars were established in early Meiji 30's, and before Meiji 43 (1910), many agricultural improvement organizations, for example, KONOKAI, NOYUKAI, were set up in the villages, county, and prefecture levels. In both Yamagata and Ehime Prefectures, journals published by agricultural societies inserted many articles which reported establishments of agricultural training seminars and agricultural improvement organizations. It is for this reason that in both prefectures, the main agricultural product is rice, but not many farmers attended agricultural training seminars, therefore, leaders of agricultural societies emphasized the meaning of the attendance for them.